

木造住宅耐震診断士派遣事業

受付期間：令和6年4月1日（月）～
令和7年2月28日（金）

[木造住宅耐震診断事業の概要]

1) 対象となる住宅

- ◇平成12年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
(現行の耐震基準以前に建てられた住宅が対象となります)
- ◇在来軸組工法で建てられた、階数が2階以下、床面積が500㎡以下の住宅
- ◇自宅として使用している部分が、延床面積の2分の1以上
(店舗併用住宅、車庫併用住宅の場合は、2分の1以上が住宅として使用していることが条件です)
- ◇過去に同じ住宅で、この事業を利用していないこと

2) 対象とならない住宅

- ◇住宅に併用していない附属建物（独立した車庫、物置等）
- ◇住宅に併用していない店舗（独立した店舗）
- ◇申請者の所有していない建物
- ◇平成12年6月1日以降に建てられた住宅
- ◇この事業により、過去に耐震診断を実施した住宅

3) 補助額と自己負担額

- ◇補助額 126,000円
- ◇自己負担額 14,000円
(※診断費用140,000円のうち)

4) 募集戸数

- ◇3件
(募集戸数に達し次第受付を終了します)

事業の流れ、よくある質問は裏面をご覧ください



《 受付・お問合せ 》

遊佐町役場
地域生活課 管理衛生係
0234-72-5883



[事業利用の流れ]

①申請 (申請者⇒役場)	地域生活課管理係へ、下記の書類の提出をお願いします。 <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士派遣申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 対象住宅の平面図 (※増築した場合は新築時の図面と増築時の図面の両方)
②交付決定 (役場⇒申請者)	派遣を依頼する耐震診断士と日程調整を行ったのち、決定通知を送付します。
③辞退 (申請者⇒役場)	耐震診断士の派遣を辞退する場合は、下記の書類の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士派遣辞退届(様式第3号)
○耐震診断実施	調整した日時に、役場職員と耐震診断士がご自宅を訪問します。 1～2時間程度、住宅の内部を確認させていただきます。 ※結果作成の際に不足箇所が見られた場合、後日診断士がお伺いすることもあります。
④結果報告書 (役場⇒申請者)	耐震診断士より町に対して耐震診断の結果が渡されるため、受領後に申請者へ報告書とともに送付します。 また、日程調整を行い、この診断結果について申請者への説明が行われます。

[よくある質問]

Q. 受付期間について教えてください

A. 令和6年4月1日(月)から令和7年2月28日(金)までです。
年間3件のみの受付となりますので、先着順となります。

Q. 誰に耐震診断の依頼をしたらいいのかわかりません。

A. 遊佐町木造住宅耐震診断士として登録している診断士からお選びください。
特に希望がない場合、町の方で希望の日程に合わせて訪問可能な診断士を派遣します。

Q. 平面図が見つからなくても事業は利用できますか？

A. 平面図がない場合でも利用可能です。

Q. 耐震改修を検討しているのですが、耐震診断は必ず行わなければなりませんか？

A. 持家住宅リフォーム支援金を活用する場合、上部構造評点により補助率が上がるため、耐震診断を行うようにおすすめしています。

Q. 申請者は誰になりますか？

A. 耐震診断を行う住宅の所有者になります。
共有名義等により複数人いる場合は、選任した代表者1名を申請者としてください。

Q. 自己負担額はいくらでどこに支払えばいいですか？

A. 申請者にお支払いいただく自己負担額は14,000円で、支払先は町になります。
交付決定の際に納付書をお渡ししますので、記載の期日までにお支払いください。

Q. 耐震診断が終わったあとに結果はもらえますか？

A. 診断結果をお渡しするとともに、実施した診断士により診断結果の説明が行われます。